



号)第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県東青県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 岩木川水系正平津川
- 岩木川水系大釈迦川
- 岩木川水系赤川
- 堤川水系横内川
- 堤川水系合子沢川
- 堤川水系牛館川
- 堤川水系入内川
- 六枚橋川水系六枚橋川
- 内真部川水系内真部川
- 奥内川水系奥内川
- 瀬戸子川水系瀬戸子川
- 沼川水系沼川
- 貴船川水系貴船川
- 根井川水系根井川
- 小湊川水系明神川
- 長沢川水系長沢川
- 清水川水系清水川
- 堀差川水系堀差川
- 元宇鉄川水系元宇鉄川
- 算用師川水系算用師川
- 増川川水系増川川
- 湯ノ沢川水系湯ノ沢川
- 長川水系長川

青森県告示第百八十二号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県中南県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 岩木川水系加藤川
- 岩木川水系土淵川
- 岩木川水系寺沢川
- 岩木川水系童子森川
- 岩木川水系清水川
- 岩木川水系境関川
- 岩木川水系高崎川
- 岩木川水系万助川
- 岩木川水系引座川
- 岩木川水系大和沢川
- 岩木川水系前川
- 岩木川水系旧大蜂川
- 岩木川水系前菖川
- 岩木川水系大石川
- 岩木川水系多沢川
- 岩木川水系鶏川
- 岩木川水系新和川
- 岩木川水系宇田野川
- 岩木川水系棚内川
- 岩木川水系相馬川
- 岩木川水系鳴ヶ沢川

- 岩木川水系蔵助沢川
- 岩木川水系浅瀬石川
- 岩木川水系小国川
- 岩木川水系切明川
- 岩木川水系六羽川
- 岩木川水系枇杷田川
- 岩木川水系浅井川
- 岩木川水系広船川
- 岩木川水系不動川
- 岩木川水系相沢川
- 岩木川水系碓沢川
- 岩木川水系大落前川
- 岩木川水系小落前川
- 岩木川水系長坂川
- 岩木川水系中野川
- 岩木川水系二庄内川
- 岩木川水系青荷川
- 岩木川水系三ツ目内川
- 岩木川水系折紙川
- 岩木川水系虹貝川
- 岩木川水系島田川
- 岩木川水系夏沢川
- 岩木川水系鯖野沢川
- 岩木川水系稲荷川

青森県告示第百八十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課、青森県中南県土整備事務所

及び青森県西北県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 岩木川水系山田川
- 岩木川水系大蜂川

青森県告示第百八十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県三八県土整備事務所

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 馬淵川水系土橋川
- 馬淵川水系坂牛川
- 馬淵川水系盲堤沢
- 馬淵川水系如来堂川
- 馬淵川水系剣吉川
- 馬淵川水系猿辺川
- 馬淵川水系小猿辺川
- 馬淵川水系相米川
- 馬淵川水系杉倉川
- 新井田川水系頃巻川
- 新井田川水系古里川
- 五戸川水系堤沢川
- 五戸川水系三川目川

青森県告示第百八十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県西北県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 岩木川水系小田川
- 岩木川水系天神川
- 岩木川水系せばと川
- 磯松川水系磯松川

青森県告示第百八十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課、青森県三八県土整備事務所及び青森県上北県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 奥入瀬川水系後藤川

青森県告示第百八十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川

について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県上北県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 奥入瀬川水系藤島川
- 奥入瀬川水系小林川
- 奥入瀬川水系生内川
- 奥入瀬川水系熊の沢川
- 奥入瀬川水系片淵川
- 奥入瀬川水系中里川
- 奥入瀬川水系鳶川
- 奥入瀬川水系鳶沼川
- 奥入瀬川水系宇樽部川
- 奥入瀬川水系十和田湖
- 野辺地川水系与田川
- 高瀬川水系前川
- 戸鎖川水系戸鎖川
- 戸鎖川水系室ノ久保川
- 明神川水系明神川
- 一の川水系一の川
- 二の川水系二の川

青森県告示第百八十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定

により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県下北県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 田名部川水系小川放水路
- 田名部川水系金谷川
- 田名部川水系越葉川
- 田名部川水系新田名部川
- 田名部川水系女館川
- 田名部川水系青平川
- 田名部川水系目名川
- 田名部川水系蒲野沢川
- 田名部川水系冷水沢川
- 今泉川水系今泉川
- 今泉川水系松田川
- 今泉川水系天狗川
- 正津川水系正津川
- 戸沢川水系戸沢川
- 戸沢川水系柳ノ沢川
- 出戸川水系出戸川
- 男川水系男川
- 宿野部川水系宿野部川
- 桧川水系桧川
- 大荒川水系大荒川
- 野牛川水系野牛川
- 野牛川水系石釜沢
- 老部川水系老部川
- 奥戸川水系奥戸川

青森県告示第百八十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県東青県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 天田内川水系天田内川
- 蟹田川水系蟹田川

青森県告示第百九十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県三八県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 馬淵川水系浅水川
- 五戸川水系五戸川

青森県告示第百九十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則（平成十二年建設省令

第四十四号) 第二条各号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県西北県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

岩木川水系金木川

青森県告示第九十二号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第一号及び第二号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課、青森県東青県土整備事務所、青森県中南県土整備事務所及び青森県西北県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

岩木川水系十川

青森県告示第九十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第一号及び第二号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県東青県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

小湊川水系盛田川  
今別川水系今別川

青森県告示第九十四号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第一号及び第二号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県上北県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

野辺地川水系枇杷野川  
高瀬川水系高瀬川

青森県告示第九十五号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第一号及び第二号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県下北県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

田名部川水系田名部川

脇野沢川水系脇野沢川

青森県告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、三戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称

三戸町

二 都市計画事業の種類

三戸都市計画下水道事業（三戸町公共下水道事業）

三 事業施行期間

平成十七年六月一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和三年三月二十六日青森県告示第二百二十一号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和三年三月二十六日青森県告示第二百二十一号）の事業地に変更なし。

青森県告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五所川原都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称

五所川原市

二 都市計画事業の種類

五所川原都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和四十九年十二月二十一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和三年三月三十一日青森県告示第二百五十一号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和三年三月三十一日青森県告示第二百五十一号）の事業地に変更なし。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭